### 令和5年度 明和町建設工事発注基準

(令和5年 5月施行)

#### 1. 発注基準

建設工事の発注基準は、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評点(以下、「経営事項評価点数」という。)、工事成績等による技術等評価点により、土木工事、舗装工事、建築工事、管工事、電気工事の5業種について、入札参加業者を選定するものとする。 【別表2】

- (1)経営事項評価点数は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの 審査基準日(当該業者の決算日)の経営事項審査総合評点を適用する。
- (2)総合点は、上記期間の経営事項審査結果通知書による経営事項評価点数に、 技術等評価点を加算して得た点数とする。

総合点= 経営事項等評価点数 + 技術等評価点

#### ① 工事成績

工事成績は、過去3年間に業種毎の検査を実施した年度の成績の平均点に応じた【表1】の点数の欄に掲げる点数を加算・減算する。

ただし、実績のない場合は加算・減算は行わない。

#### 【 表 1 】

工事成績(点)		点数	工事成績(点)		点数
以上	未 満	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	以上	未満	7III 34
0	5 0	-40	7 0	7 5	5
5 0	5 5	-30	7 5	8 0	1 0
5 5	6 0	-20	8 0	8 5	2 0
6 0	6 5	-10	8 5	9 0	3 0
6 5	7 0	0	9 0	9 5	4 0
			9 5	100	5 0

- (3) ランクへの格付けは、総合点、経営事項審査結果通知書の年平均完成工事 高及び、技術者数のすべての条件を満たしていなくてはならない。 【 別表 1 】
- (4)建設工事の施工において※自社社員である主任技術者あるいは監理技術者 (以下、技術者)を置かなければならない。次回の入札時、技術者がすでに 他の施工現場に従事しており、人数がこの基準を超える場合には、指名競争 入札参加の通知をしないものとする。

- ※ 技術者には、基本的に自社社員(3ヶ月以上継続して雇用していること)ではない在籍出向社員をあてることはできない。
- (5) 町の入札への参加初年度、年平均工事高が0の時はランクは最下位(E及びD)から始まる。
- (6) 格付が前年度よりも2ランク以上上がる場合は、1ランクのみ変更する。
- (7) 指名停止は、対象期間(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) に指名停止を受け、その停止月数(1ヶ月未満の期間は1月とする)に、10 倍掛けた点数を技術等評定点から減算する。ただし、減算値は120点を上限 とする。
- (8) 町税等を滞納していないこと。 ただし、滞納がある場合は完納証明書(写し可)の提出後、格付の認定を行う。

#### 2. 特例措置

次に該当する場合には、上記の定めにかかわらずそれぞれに定めるところにより発注できるものとする。

- (1) 緊急を要する工事又は、特別の技術を要する工事等の施工に当たり、次の 各号のいずれかに該当するときは、【**別表 2**】にかかわらず業者を選定するこ とができる。
- ① 災害復旧工事を施工するとき。
- ② 特別の技術を必要とするとき。
- ③ 該当工事の内容が、特許権又は、これに類する特別の権利を要するものであるとき。
- ④ 大規模工事に密接な関連のある小規模工事について、現に当該大規模工事を 履行中の上位業者を選定する必要があると認められるとき。
- ⑤ その他特別の事由があるとき。

#### 3. その他

多くの建設業者に公共工事の受注機会の確保を行うため、同日に開札を執行する対象工事(条件付き一般競争入札が対象で、指名競争入札は対象外とする)について、1業者が落札できる件数を、1件とする。ただし、町長が特に必要と認めた建設工事は、この限りではない。

なお、当日の落札本数にかかわらず工事に専任させる技術者数が1人しか残っていない場合は、落札後、次の入札には参加できない。

# 【 別表 1 】

## 1. 土木工事

ランク	格 付 基 準
A	① 総合点900点以上 ② 年平均完成工事高 1億円以上 ③ 1級技術者2名以上
В	① 総合点700点以上 ② 年平均完成工事高 1千万円以上 ③ 1級技術者1名
С	① 総合点600点以上 ② 年平均完成工事高 250万円以上 ③ 2級技術者2名以上
D	① 総合点450点以上
E	① 総合点450点未満 ② 年平均完成工事高 0円

### 2. 舗装工事

ランク	格 付 基 準		
A	① 総合点800点以上 ② 年平均完成工事高 1千万円以上 ③ 1級技術者2名以上		
В	① 総合点700点以上 ② 年平均完成工事高 250万円以上 ③ 1級技術者1名		
С	① 総合点600点以上 ② 2級技術者2名以上		
D	① 総合点450点以上		
E	① 総合点450点未満 ② 年平均完成工事高 0円		

## 3. 建築工事

ランク	格 付 基 準		
A	① 総合点900点以上 ② 年平均完成工事高 1億円以上 ③ 1級技術者2名以上		
В	① 総合点700点以上 ② 年平均完成工事高 1千万円以上 ③ 1級技術者1名		
С	① 総合点600点以上 ② 年平均完成工事高 250万円以上 ③ 2級技術者1名以上		
D	① 総合点450点以上		
E	① 総合点450点未満 ② 年平均完成工事高 0円		

## 4. 管工事

ランク	格付基準
A	① 総合点700点以上 ② 年平均完成工事高 2千万円以上 ③ 1級技術者1名以上
В	<ul><li>① 総合点600点以上</li><li>② 年平均完成工事高 1千万円以上</li><li>③ 2級技術者1名以上</li></ul>
С	① 総合点450点以上
D	<ul><li>① 総合点450点未満</li><li>② 年平均完成工事高 0円</li></ul>

## 5. 電気工事

ランク	格付基準
A	① 総合点700点以上 ② 年平均完成工事高 2千万円以上 ③ 1級技術者1名以上
В	① 総合点600点以上 ② 年平均完成工事高 1千万円以上 ③ 2級技術者1名以上
С	① 総合点450点以上
D	① 総合点450点未満 ② 年平均完成工事高 0円

## 【 別表 2 】

### ※ 税 込

	ランク	土木工事の 請負設計金額	建築工事の 請負設計金額	舗装工事の 請負設計金額
1千万円以上の場合	А	3億円未満	3億円未満	3億円未満
	В	1億円未満	1億円未満	5,000 万円未満
	С	3,000 万円未満	6,000 万円未満	3,000 万円未満
	D	対 象 外	対 象 外	対 象 外
	Е	対 象 外	対 象 外	対 象 外
1 千万円未満の場合	A	1,000 万円未満 400 万円以上	1,000 万円未満 400 万円以上	1,000 万円未満 400 万円以上
	В	1,000 万円未満 300 万円以上	1,000 万円未満 300 万円以上	1,000 万円未満
	С	1,000 万円未満	1,000 万円未満	1,000 万円未満
	D	300 万円未満	300 万円未満	300 万円未満
	Е	300 万円未満	300 万円未満	300 万円未満

- ※3億円以上の土木、建築、舗装工事は、一般競争入札のほか、総合評価方式や随意契約(プロポーザル方式)等を踏まえ、入札審査会で協議する。
- ※ 1,000万円以上の場合は、上記の表を参考とし、入札審査会で協議する。
- ※ 1,000 万円未満の場合は、上記の表を参考とし決定する。
- ※ 町外業者の発注基準は、県の基準に準じる。
- ※ 水道工事発注基準は、土木工事に準じる。
- ※ 電気工事発注基準は、建築工事に準じる。